



予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報償費	動物関連講演会講師謝礼	77	報償費	動物関連講演会講師謝礼	90	報償費	動物関連講演会講師謝礼	130
需用費	犬・猫啓発用プレート購入、犬・猫消臭忌避剤他	384	需用費	災害時用ペットゲージ・マナープレート外	1,336	需用費	災害時用ペットゲージ・マナープレート外	1,633
役務費	助成金交付決定通知ほか事務連絡用郵券	22	役務費	助成金交付決定通知ほか事務連絡用郵券	47	役務費	助成金交付決定通知ほか事務連絡用郵券	54
委託料	災害時ペット対策マニュアル作成費・動物保護イベント会場設置費	482	備品購入費	災害時動物保護用備蓄保管庫	330	備品購入費	災害時動物保護用備蓄保管庫	331
負担金補助等	猫不妊・去勢手術助成金	4,445	負担金補助等	猫不妊・去勢手術助成金	3,702	負担金補助等	猫不妊・去勢手術助成金	5,601

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度 見込み	目標値 (28年度)	
標	① 啓発事業（相談件数）	288	228	286	-	-	マナーを守らない飼養者等に対する啓発、注意指導を行う。
	② 不妊去勢手術（助成件数）	355	302	261	396	-	飼い主のいない猫等不要な繁殖を抑制し屋外猫の被害緩和を図る。
	③						

（問題点・課題 指標分析）	<p>○公園等での飼い犬の放し飼いや汚物の放置などマナーを守らない飼い主に対する啓発が必要である。</p> <p>○飼い猫の屋外飼養や飼い主のいない猫への餌やりなどが猫による近隣の糞尿の悪臭を発生させる要因となっている。環境課所管の「荒川区良好な生活環境の確保に関する条例」は、登録活動団体の活動を制限するものではないが未だに誤解があり、その活動に支障を来すこともあるため引き続きPRしていく必要がある。</p> <p>○登録活動団体の団体数が減少しているため、活動実績を地域にアピールし猫問題への関心を高め、団体数増加を図る。</p> <p>○災害時のペットの避難について、ペットの飼い主を含め、区民への啓発が必要である。</p>
	<p>（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）</p> <p>○犬のしつけ方教室 14区で実施</p> <p>○猫の不妊去勢手術費助成 21区で実施（中野区のみ未実施）</p> <p>○猫の適正飼養ガイドライン 6区で策定（千代田、目黒、世田谷、練馬、杉並、墨田）</p>

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む 具体的な改善内容	平成27年度に実施した 改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	災害時のペットの同行避難について、区報やホームページを通じ区民への啓発を行い、各避難所に対して、説明等を行っていく。	災害時のペットの同行避難について、町会の避難所開設訓練に参加し、実際に訓練を行った。パンフレットを配布し説明等を行った。	ペットの同行避難について、引き続き、区報・ホームページ・町会の避難所開設訓練を通じ啓発を行う。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
継続	継続	ペットの適正飼育には、飼い主のマナー意識の向上が重要であり、普及啓発を継続する必要がある。 飼い主のいない猫問題については、支援事業を継続して実施し、地域における理解を高めていく必要がある。

況 議 会 （ 要 旨 ） 問 状	平成21年1定	飼い主のいない猫の不妊・去勢費用助成について
	平成25年3定	飼い主のいない猫の不妊・去勢費用助成について

# 事務事業分析シート（平成28年度）

No1

主要事業	事務事業コード	08-01-07	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	狂犬病予防対策事業	部課名	健康部生活衛生課	課長名	東山	担当者名	小島
				内線	422		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（28年度）	02-01-02	狂犬病予防対策事業					
事務事業の種類	○新規事業（○28年度 ○27年度）		○建設事業		○それ以外の継続事業		
開始年度	●昭和 ○平成	50年度	根拠	狂犬病予防法			
終期設定	○有 ●無	年度	法令等				
実施基準	●法令基準内	○都基準内	○区独自基準	計画区分	○計画	●非計画	
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現				
	施策	02	健康危機管理体制の整備				
目的	狂犬病予防法に基づき、畜犬登録事務と集合予防注射を実施し、狂犬病の発生防止を図る。						
対象者等	生後91日以上の犬を飼養している区民						
内容	① 犬の登録受付・鑑札交付（犬の生涯に1回、平成6年度までは毎年登録を更新） ② 狂犬病予防注射を集合会場方式で実施（毎年4月中旬、保健所、公園等延べ9カ所<5日間>） ③ 狂犬病予防注射済票交付（年1回の予防接種後注射済票交付、昭和59年までは、半年毎） ④ 犬の所在地変更に伴う原簿送付および送付依頼 ⑤ 捕獲犬の拘留についての公示 ⑥ 犬の返還申請受付 ※手数料 ① 狂犬病予防集合注射料金（獣医師会収入）・・・3,100円 ② 登録手数料・・・3,000円（再交付は1,600円） ③ 注射済票交付手数料・・・550円（再交付は340円）						
経過	昭和60年度 予防注射を毎年6か月ごとから年1回の実施に変更  平成7年度 畜犬登録を毎年から生涯1回の実施に変更 平成14年度 畜犬ソフトシステム導入（迷い犬の検索、登録頭数等データの統計処理、狂犬病集合注射に伴う事務処理用）						
必要性	狂犬病は克服された病気ではなく、国内において発生の危険性が全くないとは言えない。法に基づく事業として引き続き実施する必要がある。						
実施方法	（1直営）（直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員） 毎年4月中旬に狂犬病予防集合注射を実施している。犬の登録業務（各種変更届のほか鑑札及び注射済票交付）は通年行い、保健所のほか各区民事務所で受付を行っている。						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
予算額	992	953	891	866	909	916	1,630	
①決算額（28年度は見込み）	850	705	709	789	850	837	1,630	
②人件費等	7,674	7,456	8,674	5,713	5,220	5,224		
③減価償却費	3,050	3,266	3,388	2,873	2,698	2,833		
【事務分担量】（%）	105	105	105	85	83	83		
合計（①+②+③）	11,574	11,427	12,771	9,375	8,768	8,894	1,630	
特定財源	国							
	都							
	その他 畜犬登録手数料等	4,074	4,282	4,401	3,691	3,691	3,658	4,177
一般財源	7,500	7,145	8,370	5,684	5,077	5,236	-2,547	
実績の推移	事項名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	鑑札交付数（再交付含む）	748	707	622	613	625	633	800
	済票交付数（再交付含む）	4,753	4,845	4,864	4,870	4,780	5,042	6,800
	登録数	6,489	6,478	6,581	6,686	6,703	6,877	7,000

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
需用費	犬の鑑札・注射済票、その他消耗品	237	需用費	犬の鑑札・注射済票、その他消耗品	233	需用費	犬の鑑札・注射済票、その他消耗品	233
役務費	郵送料（集合注射・未注射犬通知）	406	役務費	郵送料（集合注射・未注射犬通知）	409	役務費	郵送料（集合注射・未注射犬通知）	431
委託料	畜犬登録データのソフトウェア保守料	102	委託料	畜犬登録データのソフトウェア保守料外	118	委託料	畜犬登録データのソフトウェア保守料外	862
使用料等	集合注射会場器材運搬用トラック借上げ	102	使用料等	集合注射会場器材運搬用トラック借上げ	77	使用料等	集合注射会場器材運搬用トラック借上げ	104
償還金利息等	過年度畜犬登録過誤納還付	3						

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度見込み	目標値(28年度)	
標	① 登録数	6,686	6,703	6,877	7,000	-	
	② 予防注射接種率	0.726	0.713	0.732	0.77	1	済票交付数(再交付除く)／登録数
	③						

（問題点・課題 指標分析）	<p>○飼い犬の登録義務（畜犬登録・住所変更等）を怠っている飼い主がいるほか、登録していても予防注射を行っていない飼い主も多く、個別に働きかけているが、今後も周知する必要がある。</p> <p>○集合注射での接種犬数について、減少傾向にある接種会場があるため、今後、会場や時間帯の変更等について、荒川区獣医師会と検討・調整を図っていく。</p> <p>○飼い犬の登録義務について、ペットショップを通じて飼い主に周知してもらうため、各ペットショップに働きかける。</p>
	<p>他区の実況 （実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）</p>

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度に実施した改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	他区の状況を調査し、成功している事例を参考にしつつ、登録数、予防注射接種率の向上を図る。	予防注射未接種犬の所有者へ、督促文を送付することで予防注射接種率の向上を図った。また区報で登録・予防注射接種への啓発を行った。	登録数、予防注射接種率を向上させるため、登録している飼い主及び動物病院等関係機関への働きかけを強化していく。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
継続	継続	法に基づく事業として引き続き実施する必要がある。

況議 （要 旨） 会 質 問 状	
------------------------------------	--

# 事務事業分析シート（平成28年度）

No1

主要事業	事務事業コード	08-01-08	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	カラス対策事業	部課名	健康部生活衛生課	課長名	東山	担当者名	小島
				内線	422		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（28年度）	01-02-01	カラス対策事業費					
事務事業の種類	○新規事業（○28年度 ○27年度）			○建設事業		○それ以外の継続事業	
開始年度	○昭和 ●平成 13年度		根拠	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律			
終期設定	○有 ●無 年度		法令等				
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	I 生涯健康都市					
	政策	01 生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現					
	施策	02 健康危機管理体制の整備					
目的	繁殖期（3月～7月）を中心に、区民に威嚇等、危険を及ぼす可能性のあるカラスの巣を撤去及び落下した雛の收容を行い、カラスによる威嚇・攻撃等の被害の軽減を図る。						
対象者等	カラスによる威嚇、攻撃等の被害を受けている区民						
内容	区内において、カラスによる威嚇、攻撃等の被害が発生した場合、その原因となっている営巣の撤去、並びにこれに伴うカラスの雛、卵の捕獲、回収ほか、カラス被害の防止方法等の指導を行う。 なお、公園や街路樹の営巣については、道路公園課で対応する。						
経過	平成12年度 区民からの相談、苦情に対し、忌避方法や駆除業者を紹介、カラス講演会の実施、区報カラス特集号を発行 平成14年度 委託による営巣撤去、カラス等の回収のほか、軽易な場合は有害鳥獣捕獲許可を受けた職員で対応 平成16年度 都はH12年度から都民の相談に応じた巣の撤去事業を行ってきたが、当初より計画年度を3年と定めており、当年度をもって営巣撤去事業を終了						
必要性	都の捕獲作戦により平成13年度以降都内の生息数は概ね減少傾向にあるが、住宅密集地の荒川区では、日常生活の場でカラスの営巣に遭遇することがある。営巣を守ろうとするカラスの威嚇や攻撃は地域住民に向けられる。このような危険から区民の安全を守るため、本事業を継続する必要がある。						
実施方法	（2一部委託）（直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員） 区民からの相談を受けた生活衛生課職員が営巣個所を調査し、危険と判断した場合には、駆除委託業者に依頼し、巣の撤去及びヒナ等の捕獲を行う。						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
予算額	1,463	1,258	1,169	1,169	536	467	740	
①決算額（28年度は見込み）	949	647	694	515	421	335	740	
②人件費等	2,023	1,966	2,478	3,074	2,832	2,840		
③減価償却費	872	933	968	1,690	1,593	1,672		
【事務分担量】（%）	30	30	30	50	49	49		
合計（①+②+③）	3,844	3,546	4,140	5,279	4,846	4,847	740	
特定財源								
国								
都								
その他								
一般財源	3,844	3,546	4,140	5,279	4,846	4,847	740	
実績の推移	事項名							
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
巣の撤去／個（直営による撤去も含む）	57	42	41	32	24	20	30	
ヒナ回収／羽（巣のヒナ、落下ヒナ）	36	53	41	40	25	26	30	
卵回収／個	67	22	77	32	32	29	40	

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
委託料	カラス等回収業務	421	委託料	カラス等回収業務	335	委託料	カラス等回収業務	740

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度見込み	目標値(28年度)	
標	① 巢の撤去／個 (直営による撤去も含む)	32	24	20	30	-	
	② ヒナ回収／羽 (巢のヒナ、落下ヒナ)	40	25	26	30	-	
	③ 卵回収／個	32	32	29	40	-	

問題点・課題 (指標分析)	<p>○本事業の目的は、繁殖期のカラスによる攻撃等の被害に対処するものであり、個体数の減少を積極的に企図するものではない。カラス問題の原因は、ゴミ問題等、人間の影響による異常な繁殖によるものであり、根本的な対策としては、環境問題として総合的な見地から改善に取り組む必要がある。</p> <p>○カラスの営巣を防ぐため、区民等に対して樹木のせん定を行うよう周知する必要がある。</p>
	<p>他区の実況 (実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区) 対応方法は、直営、委託、補助金等、各区で異なっている。</p>

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度に実施した改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	カラスの営巣を防ぐため、樹木のせん定を行うよう周知し、繁殖を防ぐ。無責任な猫や野鳥への餌付けを行わないよう周知する。	カラスの営巣について対応したところに関しては、樹木のせん定・無責任な餌付けを行わないよう周知した。	今後も樹木のせん定については周知していく。また、ゴミ問題なども関係部署と連携を図り、周知していくことが必要である。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
継続	継続	鳥獣保護法の精神を踏まえつつ、区民の安全を守るため、今後も継続していく必要がある。

況 (要旨)	議 会 質 問 状
-----------	-----------------------

# 事務事業分析シート（平成28年度）

No1

主要事業	事務事業コード	08-01-09	戦略プラン	<input type="checkbox"/> 協働	<input type="checkbox"/> 業務	<input type="checkbox"/> 財務	<input type="checkbox"/> 人事
事務事業名	薬事監視事務費	部課名	健康部生活衛生課	課長名	東山	担当者名	高瀬
							427
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（28年度）	01-01-01	薬事監視事務費					
事務事業の種類	<input type="checkbox"/> 新規事業（ <input type="checkbox"/> 28年度 <input type="checkbox"/> 27年度）		<input type="checkbox"/> 建設事業	<input type="checkbox"/> それ以外の継続事業			
開始年度	<input type="checkbox"/> 昭和 <input checked="" type="checkbox"/> 平成	9年度	根拠	薬事法、薬剤師法、麻薬及び向精神薬取締法、			
終期設定	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	年度	法令等	覚せい剤取締法、毒物及び劇物取締法等			
実施基準	<input checked="" type="checkbox"/> 法令基準内	<input type="checkbox"/> 都基準内	<input type="checkbox"/> 区独自基準	計画区分	<input type="checkbox"/> 計画	<input checked="" type="checkbox"/> 非計画	
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現				
	施策	02	健康危機管理体制の整備				
目的	医薬品、医療機器、麻薬、向精神薬、覚せい剤原料を取り扱う業者及び毒物や劇物の販売・取扱者に対し、法に基づく規制を行うことにより、区民の保健衛生の向上及び安全確保を図る。 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律に基づき、家庭用品に使用されている化学物質による健康被害の発生防止を図る。						
対象者等	薬局開設者、店舗販売業者、高度管理医療機器等販売業者・貸与業者、管理医療機器販売業・貸与業者、麻薬小売業者、毒物劇物販売業者、毒物劇物業務上取扱者						
内容	1 薬局及び店舗販売業に対する許可及び監視指導 2 医薬品、医薬部外品等の収去検査 3 薬局及び店舗販売業が行う医薬品の広告に対する監視指導 4 薬局製造販売医薬品製造販売業の許可・承認、薬局製造販売医薬品製造業の許可及び監視指導 5 高度管理医療機器等販売業・貸与業の許可及び監視指導 6 管理医療機器販売業・貸与業の届出受理及び監視指導 7 麻薬小売業者（薬局）に対する麻薬小売業の免許及び監視指導 8 向精神薬小売業者・卸売業者の監視指導 9 薬局に対する覚せい剤原料の取扱いに対する監視指導 10 毒物・劇物の適正な保管管理や取扱い及び震災時や事故等の対策についての監視指導 11 規制対象の家庭用品の試買検査実施、基準違反品の製造・輸入・販売業者に対する回収・改善等の指導						
経過	平成9年度 医薬品の一般販売業（卸売販売業を除く）及び特例販売業の事務が区に移管 平成12年度 地方分権一括法により、毒物劇物販売業及び家庭用品に関する事務が区に移管 平成17年度 特例条例で薬事法等に基づく薬局等関連10事業、毒物劇物業務上取扱者関連事業が区に移管 平成21年度 平成18年に公布された改正薬事法（医薬品販売制度の改正等）が6月1日より全面施行 平成24年度 平成23年に公布された地域主権改革推進関連法により、毒物劇物業務上取扱者に関する事務が区に移管。また改正薬事法全面施行から3年間の移行期間が平成24年5月31日で終了 平成25年度 平成23年に公布された地域主権改革推進関連法により、薬局等に関する事務が区に移管 平成26年度 平成25年に公布された改正薬事法（特定販売の制度改正等）が6月12日から施行。法の名称の変更を含む改正法が11月25日に施行 平成27年度 平成25年に公布された地域主権改革推進関連法により、高度管理医療機器等販売業等に関する事務が、区に移管						
必要性	法令に基づき区が行う事業であり、不適正な販売や取扱いによる区民の健康被害を防止するため、定期的な立ち入りにより保管管理等について監視指導を行うことが必要である。						
実施方法	（2一部委託）（直営の場合 <input type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> 非常勤 <input type="checkbox"/> 臨時職員） 各法に規定する監視員が、立入・監視指導を行う。収去した医薬品等、採水したシアン排水、試買した家庭用品は、東京都健康安全研究センター又は保健所検査室に検査依頼。						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	22年度 23年度 24年度 25年度 26年度 27年度 28年度							
	予算額	1,916	1,923	1,662	1,714	1,645	1,696	1,813
①決算額（28年度は見込み）	1,235	1,256	1,197	981	1,198	1,389	1,813	
②人件費等	19,184	18,208	17,348	18,297	16,518	16,546		
③減価償却費	6,391	6,687	6,777	7,436	7,152	7,338		
【事務分担当量】（%）	220	215	210	220	220	215		
合計（①+②+③）	26,810	26,151	25,322	26,714	24,868	25,273	1,813	
特定財源	国							
	都							
	その他 衛生手数料	1,478	1,582	1,221	754	677	1,307	2,266
一般財源	25,332	24,569	24,101	25,960	24,191	23,966	-453	
実績の推移	事項名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	薬局・医薬品販売業等監視件数	211	230	221	205	157	208	190
	毒物劇物販売業等監視件数	79	62	66	102	58	56	60
	家庭用品試買検体数	40	39	39	37	39	37	40
	高度管理医療機器等販売業・貸与業監視件数						113	90

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
需用費	家庭用品試買検査、消耗品等	201	需用費	家庭用品試買検査、消耗品等	302	需用費	家庭用品試買検査、消耗品等	398
役務費	通知・周知用郵券	71	役務費	通知・周知用郵券	55	役務費	通知・周知用郵券	113
委託料	試験検査委託	896	委託料	試験検査委託	903	委託料	試験検査委託	1,291
負担金補助等	合同薬事講習会分担金	30	備品購入費	キャビネット購入	99	使用料等	講習会会場使用料	11
			負担金補助等	合同薬事講習会分担金	30			

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度 見込み	目標値 (28年度)	
標	① 薬事監視指導率(%)	69	60	76	68	68	立ち入り監視指導数/施設数（医療機器除く）
	② 毒物劇物監視指導率(%)	58	34	35	36	36	立ち入り監視指導数/施設数
	③ 高度管理医療機器等販売業等監視指導率(%)			63	51	51	立ち入り監視指導数/施設数（管理医療機器除く）

（問題点・課題 指標分析）	<p>高度管理医療機器等販売業・貸与業者のうち約半数が平成28年度に許可の更新となるため、申請受付及び実査を年間を通して計画的に実施する必要がある。また、4月に継続研修の実施状況を調査したところ、約1割の施設が管理者に継続研修を受講させていなかったため、毎年度受講させるよう指導を徹底する必要がある。</p> <p>平成28年度からは、健康サポート薬局制度が施行され、特定保健用医療材料の価格調査を区で実施することになるなど新規の事業が実施されるため、適切に対応する必要がある。</p> <p>平成28年7月から、新たに毒物劇物が8品目指定されるため、取扱い業者に対して周知し、在庫がある場合は毒劇物として適切に保管管理を行うよう指導が必要である。</p>
	<p>（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）</p>
他区の実 施状況	

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む 具体的な改善内容	平成27年度に実施した 改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	薬剤師員数不足が疑われる薬局に対し監視指導を行う。	薬剤師員数不足が疑われる薬局に対し立入検査を実施し、計画的な改善を指導した。	健康サポート薬局制度について、薬局への指導等を適切に実施する。また、薬局向けの講習会を実施し、必要な情報提供を行う。
②	毒物劇物販売業者・業務上取扱者への立入検査を実施し、引き続き保管庫の施錠等の盗難防止措置について、監視指導を行う。	一斉監視指導等で立ち入り検査を実施し、盗難防止措置について重点的に指導した。	新規に指定された毒劇物について、区内の小中学校等に情報提供を行い、毒物又は劇物として適切に保管管理を行うよう指導する。
③	高度管理医療機器等販売業・貸与業者に対し監視指導を適切に実施する。	高度管理医療機器等販売業・貸与業者に対し、主として継続研修の受講、販売記録の実施等、法令順守を指導した。	高度管理医療機器等販売業等許可更新の申請受付及び実査を計画的に実施する。また、継続研修の受講について、重点的に指導する。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
継続	継続	法令に基づく事務として、その時の改正内容に留意しつつ的確な対応を図る。

況議 （要 旨） 会 質 問 状	
------------------------------------	--



# 事務事業分析シート（平成28年度）

No1

主要事業	事務事業コード	08-01-10	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	環境衛生監視事務費	部課名	健康部生活衛生課	課長名	東山	担当者名	池上
				内線	426		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（28年度）	02-02-01	環境衛生監視事務費					
事務事業の種類	○新規事業（○28年度 ○27年度）			○建設事業		○それ以外の継続事業	
開始年度	●昭和 ○平成		50年度	根拠	興行場法, 旅館業法, 公衆浴場法, 理容師法, 美容師法, クリーニング業法他4法, 要綱		
終期設定	○有 ●無		年度	法令等			
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準		計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現				
	施策	02	健康危機管理体制の整備				
目的	環境衛生関係施設における良好な衛生状態を確保することにより、公衆衛生の向上に資することを目的とする。						
対象者等	環境衛生関係施設の営業者・開設者・経営者及び届出者等						
内容	1 環境衛生関係営業施設に対する許可・確認、監視指導及び衛生上の助言 2 水道施設、墓地・納骨堂、特定建築物など、非営業施設への衛生指導及び助言 3 環境衛生関係施設に対する衛生講習会の実施 4 環境衛生関係施設の立入検査時に各種理化学・細菌検査を実施 5 社会福祉施設などにおけるレジオネラ症対策として、浴槽水等の水質検査及び維持管理に関する助言						
経過	昭和50年度 保健所の区移管により、環境衛生関係業種の許認可及び監視指導を実施。 昭和58年度 建築物の衛生的環境の確保に関する法律（建築物衛生法）の事務（述べ床3,000～5,000㎡の施設）が区長に委任。 平成8年度 温泉法の事務（利用許可関係）が区長に委任。 平成12年度 地方分権一括法により温泉法に係る事務が区に移管、環境衛生関係法に係る事務が自治事務となる。建築物衛生法の述べ床5,000～10,000㎡の施設が区に移管。 平成24年3月 地域主権整備法により、墓地・旅館・浴場・理容・美容・クリーニングの条例制定、興行場条例改正。						
必要性	法令に基づき区が行う事務であり、施設の不適切な衛生管理が区民の健康被害につながるおそれがあるため、定期的な立ち入りにより管理運営等について監視指導を行うことが必要である。						
実施方法	（1直営）（直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員） 環境衛生監視員が実施する。						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
予算額	1,060	1,162	1,004	1,057	996	1,040	1,159	
①決算額（28年度は見込み）	666	743	765	636	785	776	1,159	
②人件費等	31,392	29,642	29,740	31,767	28,220	27,321		
③減価償却費	10,458	10,885	11,618	13,351	12,679	12,116		
【事務分担量】（%）	360	350	360	395	390	355		
合計（①+②+③）	42,516	41,270	42,123	45,754	41,684	40,213	1,159	
特定財源	国							
	都							
	その他	707	654	703	613	704	756	664
一般財源	41,809	40,616	41,420	45,141	40,980	39,457	495	
実績の推移	事項名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	環境衛生施設の許認可届出数	36	31	35	33	33	34	—
	環境衛生施設の監視指導数	544	516	414	690	332	383	—

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
需用費	各種検査材料費、消耗品等	680	需用費	各種検査材料費、消耗品等	674	報償費	墓地等財務書類審査謝礼	65
役務費	郵便料、粉じん計の較正	50	役務費	郵便料、粉じん計の較正	37	需用費	各種検査材料費、消耗品等	976
負担金補助等	衛生管理合同講習会分担金	55	負担金補助等	衛生管理合同講習会分担金	65	役務費	郵便料、粉じん計の較正	48
						負担金補助等	衛生管理合同講習会分担金	70

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度 見込み	目標値 (28年度)	
標	① 監視指導率（%） （理容・美容・クリーニング）	73	15	13	50	50	立ち入り監視指導数/施設数
	② 監視指導率（%） （興行場・公衆浴場・旅館等）	159	151	239	150	150	立ち入り監視指導数/施設数
	③ レジオネラ属菌検査（検出率%）	4	4	8	0	0	検出数/検体数（再検査を除く）

（問題点・課題 指標分析）	年間事業計画に基づき監視指導を計画的に実施することが必要である。 入浴施設等でレジオネラ属菌が検出されており、引き続き監視指導や助言が必要である。 民泊（簡易宿所営業）の相談が増加している。
	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）
他区の実 状況	

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む 具体的な改善内容	平成27年度に実施した 改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	懸案施設については、複数名での監視指導を継続実施する。	懸案施設については、常に複数の監視員が立ち入りし、現場調査を行った。	懸案施設については、引き続き複数名での監視指導を継続する。
②	レジオネラ属菌が検出された場合関係部局と連携して対応し、改善期間や自粛期間の短縮を図る。	レジオネラ属菌が検出された場合には、改善指導を徹底して実施し、レジオネラ属菌が不検出になるまで指導を継続した。	レジオネラ属菌が検出された場合には、できる限り改善期間や自粛期間の短縮を図る。
③	年間の監視指導計画を定め、計画的に監視指導を実施する。	おおむね、年間の監視指導計画に基づき実施した。	年間の監視指導計画に基づき、計画的に監視指導を実施する。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
継続	継続	法律や特例条例、区条例等に基づく事務であり、引き続き実施する必要がある。

況議 （要 旨） 会 質 問 状	
------------------------------------	--

# 事務事業分析シート（平成28年度）

No1

主要事業	事務事業コード	08-01-11	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	住まいの衛生支援事業	部課名	健康部生活衛生課	課長名	東山	担当者名	池上
				内線	426		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（28年度）	02-02-02	住まいの衛生支援事業					
事務事業の種類	○新規事業（○28年度 ○27年度）		○建設事業		○それ以外の継続事業		
開始年度	●昭和 ○平成 50年度		根拠	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に			
終期設定	○有 ●無 年度		法令等	関する法律、地域保健法			
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	I 生涯健康都市					
	政策	01 生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現					
	施策	02 健康危機管理体制の整備					
目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ねずみ・昆虫が媒介する感染症の発生を予防するとともに、発生時の蔓延防止を図る。</li> <li>・スズメバチ等、身体に重大な危害をおよぼす害虫から区民を守る。</li> <li>・快適な居住環境の確保を図る。</li> </ul>						
対象者等	ねずみ、衛生害虫、ダニ・カビ・シックハウス等で困っている区民						
内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 害虫等の駆除 地域での蚊の大量発生を抑制するため昆虫成長阻害剤（IGR剤）によりボウフラの駆除を行う。スズメバチは人体に重大な危害をおよぼす場合があるので、スズメバチの巣の撤去を行う。</li> <li>2 ねずみ駆除・防除 冬季に一斉駆除月間を設け区民に薬剤を配付するとともに、ねずみ退治講習会を開催する。</li> <li>3 一般相談 ねずみや衛生害虫の駆除防除、居住環境（ダニ・カビ・結露・シックハウスなど）についての助言を行う。また、必要に応じて器材の貸し出し等を行う。</li> <li>4 動物由来感染症発生時、災害時等の対応 事態の重大性に応じて、備蓄薬剤等により、ねずみや衛生害虫を駆除する。</li> </ol>						
経過	<p>平成8～13年度 住まいのダニ診断実施</p> <p>平成11～13年度 伝染病予防法の廃止、新感染症法の制定に伴い、害虫駆除事業を見直した。動力噴霧機による薬剤散布、薬剤配布の廃止等</p> <p>平成13～18年度 室内空气中化学物質（シックハウス関係）の測定実施</p> <p>平成15年度～ 住まいのダニアレルギー検査を開始</p> <p>平成20年度 事務事業「そ属害虫駆除費」を統合</p>						
必要性	ねずみや害虫、居住環境が区民の日常生活に及ぼす影響は大きいため、区民を支援する必要がある。また、動物が媒介する感染症への対策としても効果が期待できる。						
実施方法	<p>（2一部委託）（直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員）</p> <p>7月～9月に、業者委託により雨水枡等に薬剤の投入を行いボウフラを駆除する。</p> <p>職員が相談を受け、助言、器具貸与、機材提供を行う。必要に応じて現場調査と改善活動を行う。</p>						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	予算額		6,739	6,505	6,268	6,864	6,707	7,696
①決算額（28年度は見込み）		5,537	5,240	5,259	5,707	5,330	6,362	9,873
②人件費等		7,848	7,622	8,674	8,733	11,883	12,314	
③減価償却費		2,615	2,799	3,388	3,549	5,202	5,461	
【事務分担当量】（%）		90	90	105	105	160	160	
合計（①+②+③）		16,000	15,661	17,321	17,989	22,415	24,137	9,873
特定財源	国							
	都							
	その他							
	一般財源	16,000	15,661	17,321	17,989	22,415	24,137	9,873
実績の推移	事項名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	ねずみ・害虫相談件数	749	625	703	642	865	879	-
	ボウフラ駆除薬剤投入（箇所）	21,421	20,544	20,591	21,781	22,310	34,806	-
	殺そ用薬剤配付数（袋）	15,232	14,212	13,474	13,194	11,983	11,123	-

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報酬	非常勤報酬	1,986	報酬	非常勤報酬	2,167	報酬	非常勤報酬	2,184
共済費	社会保険料（非常勤）	287	共済費	社会保険料（非常勤）	326	共済費	社会保険料（非常勤）	320
報償費	ねずみ駆除事業謝礼金	356	報償費	ねずみ駆除事業謝礼金	345	賃金	衛生害虫臨時職員	872
需用費	住まいの検査材料費等	1,327	需用費	住まいの検査材料費等	1,806	報償費	ねずみ駆除事業謝礼金	1,272
役務費	郵便、ねずみ駆除薬等配送	114	役務費	郵便、ねずみ駆除薬等配送	117	旅費	非常勤旅費	3
委託料	害虫駆除作業委託他	1,259	委託料	害虫駆除作業委託他	1,602	需用費	住まいの検査材料費等	2,779
						役務費	郵便、ねずみ駆除薬等配送	135

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度 見込み	目標値 (28年度)	
標	① 殺そ用薬剤配布実施率(%)	94	92	86	100	100	配付数/計画数 (配付数)
	② ボウフラ駆除薬剤投入実施率(%)	91	93	145	100	100	投入数/計画数 (投入数)
	③ 相談件数(件)	642	865	879	900	900	ねずみ・害虫相談件数

（問題点・課題 指標分析）	1 蚊媒感染症（ Dengue熱、ジカ熱、チクングニヤ熱、ウエストナイル熱など）に関する効果的な啓発事業の実施。
	2 区民からの相談では、ハチ（約300件/年）とねずみ（約250件/年）が多い。 3 区内でトコジラミの相談が増える傾向にある。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度に実施した改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	町会掲示板に啓発ポスターの掲示を依頼し、回覧板用の防蚊対策のパンフレットを配布する。	町会との協働によるボウフラ対策を実施した。	町会との協働によるボウフラ対策を充実を図る。
②	ねずみや衛生害虫の駆除で効果的な対策は発生源対策であり、ねずみ衛生害虫が発生しにくい環境づくりの講習など指導充実を図る。	窓口や現場において発生源対策を指導し、ねずみ駆除講習会において、環境づくりを啓発した。	発生源対策や環境づくりに関する啓発の充実を図る。
③	流行の兆しのある衛生害虫について、情報収集を行い、区民へのタイムリーで的確な情報提供を図る。	蚊対策のパンフレットを作成し、タイムリーで的確な情報を提供した。	蚊対策のパンフレットを更新し、区民に新しい情報を提供する。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
継続	継続	ねずみや衛生害虫に関する相談は多く、引き続き、被害を防止し、区民が快適に暮らせるような施策を実施する必要がある。

況議 （要 旨） 問 状	平成13年2定 化学物質、シックスクール症候群について 平成13年3定 ねずみ駆除剤の配布について 平成21年2定 化学物質使用を減らす対策について
--------------------------	--

# 事務事業分析シート（平成28年度）

No1

主要事業	事務事業コード	08-01-12	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	食の安全・安心対策	部課名	健康部生活衛生課	課長名	東山	担当者名	坂巻
				内線	428		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（28年度）	02-03-01	食の安全・安心対策					
事務事業の種類	○新規事業（○28年度 ○27年度）		○建設事業		○それ以外の継続事業		
開始年度	●昭和 ○平成 50年度		根拠	食品衛生法、食品表示法、食品製造業等取締条例、東京都ふぐの取扱い規制条例等			
終期設定	○有 ●無 年度		法令等				
実施基準	●法令基準内 ●都基準内 ●区独自基準		計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	I 生涯健康都市					
	政策	01 生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現					
	施策	02 健康危機管理体制の整備					
目的	区内事業者が製造・調理した食品及び流通食品等の細菌・化学検査等を効果的・効率的に実施し、必要に応じ適切な行政措置を講ずる。また、食品の安全性に関する最新の情報を、講習会ははじめ様々な機会を通じて、区内事業者及び従事者、消費者に提供し、食中毒予防を含めた区民の食の安全・安心を確保する。						
対象者等	事業者（営業者、給食供給業者、輸入業者等）、消費者						
内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 食中毒及び苦情調査：届出者や関連施設等の調査の結果を踏まえて、食品の取扱いの改善を指導する等の適切な対応を図る。</li> <li>2. 収去検査：食品取扱い店舗の食品に対して実施した、細菌・化学検査等の結果を踏まえて、違反・不適原因の究明等を行い、違反・不適な食品等が流通・販売されないよう対応する。</li> <li>3. 確実な手洗いの指導：手洗いチェッカーやルミテスター等を活用し、確実な手洗いの実施を指導する。また、要望に応じて、貸し出しも行う。</li> <li>4. 講習会：許可取得時、業態別、区民の依頼等に応じて、講習会を開催し、食中毒予防等の普及・啓発を図る。</li> </ol>						
経過	<p>平成23年度 ・生食用食肉（牛肉）の規格基準の設定</p> <p>平成24年度 ・牛の肝臓の基準の設定</p> <p>                  ・東京都ふぐの取扱い規制条例の改正</p> <p>平成25年度 ・浅漬の衛生規範の改正</p> <p>                  ・アレルギー物質を含む食品表示（カシューナッツ及びごま）の追加（推奨）</p> <p>平成27年度 ・食品表示法の施行</p>						
必要性	区民の日常生活に欠かせない食の安全・安心を守るため、区民から寄せられる苦情や相談への対応を行い、食品を原因とする健康被害を未然に防止する必要がある。						
実施方法	<p>（2一部委託）（直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 食品、ふん便等の検査は、保健所保健予防課検査室または、東京都健康安全研究センターで実施。</li> <li>2. 講習会は、職員等が講師となって実施し、区民からの依頼講習会にも積極的に対応。</li> </ol>						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	予算額		7,379	7,293	5,403	5,403	5,389	7,299
①決算額（28年度は見込み）		5,955	5,083	4,598	3,994	4,550	6,819	5,358
②人件費等		42,728	43,361	39,249	53,920	35,985	41,320	
③減価償却費		14,253	15,923	18,136	23,897	15,345	18,737	
【事務分担量】（%）		490	512	562	707	472	549	
合計（①+②+③）		62,936	64,367	61,983	81,811	55,880	66,876	5,358
特定財源の推移	国							
	都							
	その他							
	一般財源	62,936	64,367	61,983	81,811	55,880	66,876	5,358
実績の推移	事項名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	区検査室（化学検査：項目数）	1,250	1,634	1,621	1,683	1,571	1,269	1,175
	区検査室（細菌検査：項目数）	1,080	1,440	1,318	1,426	1,230	1,222	1,180
	都健康安全研究センター（委託：検査数）	324	173	124	75	124	416	220
	講習会数	55	52	52	47	56	51	50

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
需用費	収去及び簡易検査用消耗品	3,152	需用費	収去及び簡易検査用消耗品	3,202	需用費	収去及び簡易検査用消耗品	3,583
役務費	講習会通知等郵便	114	役務費	講習会通知等郵便	109	役務費	講習会通知等郵便	175
委託料	試験検査物の委託	1,198	委託料	試験検査物の委託	3,422	委託料	試験検査物の委託	1,513
使用料等	ネット版食品衛生関係法規集等	86	使用料等	ネット版食品衛生関係法規集等	86	使用料等	ネット版食品衛生関係法規集等	87

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度見込み	目標値(28年度)	
標	① 収去検査（化学）の不適率%	1	0	0	0	0	法違反又は東京都指導基準等の不適率
	② 収去検査（細菌）の不適率%	15	18	14	20	20	法違反又は東京都指導基準等の不適率
	③ 講習会実施数	47	56	51	50	50	

（問題点・課題 指標分析）	<ol style="list-style-type: none"> <li>食中毒予防をはじめ食の安全・安心対策は、区民の健康危機管理上、重要な課題である。</li> <li>少量感染の食中毒が増加しているのを受け、正確な情報を事業者や消費者に伝える。</li> <li>区内事業者の食品衛生自主管理の推進を図るため、必要に応じて、製品の自主検査を指導する。</li> <li>収去検査において不適だった施設の改善を図るため、必要に応じて立入りをを行い指導する。</li> <li>法改正時の、適切な周知方法を工夫する。</li> </ol>
	他区の実況 （実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度に実施した改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	事業者や消費者に早く正確な情報を伝えるために、実用的でわかりやすい資料等の作成や、各種メディア等をさらに活用する。	概ね遂行することができた。	今後も引き続き、わかりやすい工夫をしながら周知していく。
②	都の推進する自主管理認証制度をはじめ、HACCPの考え方に基づく自主管理をさらに推進する。	概ね遂行することができた。	国の動向に併せながら、推進していく。
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
重点的に推進	重点的に推進	法や条例に基づき、区民の食に関わる安全・安心を確保する事業として重要であるため、引き続き計画的・効果的に実施する必要がある。

況議 （要 旨） 問 状	
--------------------------	--

# 事務事業分析シート（平成28年度）

No1

主要事業	事務事業コード	08-01-13	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	許可・監視等業務	部課名	健康部生活衛生課	課長名	東山	担当者名	坂巻
							428
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（28年度）	02-03-02	許可監視等業務					
事務事業の種類	○新規事業（○28年度 ○27年度）			○建設事業		○それ以外の継続事業	
開始年度	●昭和 ○平成		50年度	根拠	食品衛生法、食品表示法、食品製造業等取締条例、東京都ふぐの取扱い規制条例等		
終期設定	○有 ●無		年度	法令等			
実施基準	●法令基準内 ●都基準内 ●区独自基準			計画区分	○計画 ●非計画		
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現				
	施策	02	健康危機管理体制の整備				
目的	食品衛生法の規定により、毎年度策定する「荒川区食品衛生監視指導計画」に基づき、事業者等に対して、監視指導（通常監視、夏期一斉・歳末一斉監視等）を行い、衛生管理の徹底を図る。						
対象者等	事業者（営業者、給食供給業者、輸入業者等）						
内容	1. 営業許可申請（新規、更新）及び各種届出等に関する許認可事務 2. 監視・指導 ① 通常監視・指導 ② 夏期一斉・歳末一斉監視 ③ 苦情・違反処理に伴う監視・指導 ④ 緊急監視・指導（広域流通違反食品等を対象） 3. アレルギー物質等の表示に関する相談や監視指導						
経過	平成23年度 ・生食用食肉（牛肉）の規格基準施行 平成24年度 ・牛の肝臓の基準設定 ・東京都ふぐの取扱い規制条例の改正 平成25年度 ・浅漬の衛生規範の改正 ・アレルギー物質を含む食品表示（カシューナッツ及びごま）の追加（推奨） 平成27年度 ・食品表示法の施行						
必要性	区民の日常生活に欠かせない食の安全・安心を守るため、事業施設の許可・監視や、区民から寄せられる苦情や相談への対応を行い、食品を原因とする健康被害を未然に防止する必要がある。						
実施方法	（1直営） （直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員） 1. 営業許可等の許可事務は、事前相談、図面審査、実地検査、改善確認等を実施。 2. 監視・指導は、各種基準、マニュアル等をもとに立入り検査や指導等を実施。						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	予算額		166	160	148	140	135	134
①決算額（28年度は見込み）		164	140	132	72	120	119	134
②人件費等		22,672	21,258	18,799	21,038	27,797	26,236	
③減価償却費		7,553	7,806	8,745	8,991	11,899	12,048	
【事務分担量】（%）		260	251	271	266	366	353	
合計（①+②+③）		30,389	29,204	27,676	30,101	39,816	38,403	134
特定財源	国							
	都							
	その他	衛生手数料	11,000	9,795	8,114	8,801	10,696	9,204
一般財源		19,389	19,409	19,562	21,300	29,120	29,199	-9,229
実績の推移	事項名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	営業許可・届出件数	7,071	7,119	7,135	7,164	7,461	7,172	7,200
	新規・更新・届出件数	1,197	1,039	852	969	1,399	974	824
	許可・届出施設監視数	4,700	6,099	4,633	5,015	5,021	4,787	5,000
	苦情処理件数	46	43	31	54	55	68	50

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
需用費	薬品等、共同購入、図書、営業許可書他	120	需用費	薬品等、共同購入、図書、営業許可書他	119	需用費	薬品等、共同購入、図書、営業許可書他	134

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度見込み	目標値(28年度)	
標	① 監視率（%）	70	67	67	70	50	2年で全ての施設を監視。
	② 表示監視品目数	16,675	14,493	12,868	10,000	10,000	
	③						

（問題点・課題分析）	1. 法改正時の、周知方法等に工夫が必要である。 2. 食品表示法の施行等による正しい表示等を引き続き周知する必要がある。
	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）
他区の実況	

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度に実施した改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	関係部署とも連携しながら、営業者が速やかに対応していけるように、適切な指導や助言を行う。	食品表示法の施行や弁当等人力販売業の周知について、大きな問題もなくスムーズに周知することができた。	今後も引き続きわかりやすい工夫をしながら周知していく。
②	関係部署とも連携しながら、営業者が速やかに対応していけるように、適切な指導や助言を行う。	固有記号や一部詳細が不明な部分を除けば、大きな問題もなく、指導助言を行えた。	消費者庁のQ & Aの改正が多いので、最新情報に注意しながら指導していく。
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
推進	推進	区民の食の安全を確保するため、法令に基づき継続する必要がある。

況議（要旨）	議会質問状
--------	-------



# 事務事業分析シート（平成28年度）

No1

主要事業	事務事業コード	08-02-07	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	医療援助	部課名	健康部健康推進課	課長名	後藤	担当者名	大嶋
							433
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（28年度）	01-01-01	医療援助					
事務事業の種類	○新規事業（○28年度 ○27年度）			○建設事業		●それ以外の継続事業	
開始年度	●昭和 ○平成 45年度		根拠法令等	予防接種法、予防接種法施行令			
終期設定	○有 ●無		年度				
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準			計画区分	○計画 ●非計画		
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現				
	施策	02	健康危機管理体制の整備				
目的	予防接種による健康被害の救済措置を講じることにより、接種者及び被接種者の予防接種に対する信頼を確保し、制度の安定を図ることを目的としている。						
対象者等	予防接種法による定期予防接種により副反応が生じた者 A類疾病：ヒブ感染症、小児用肺炎球菌、BCG、ジフテリア・百日せき・破傷風・急性灰白髄炎・麻しん・風しん・日本脳炎・水痘・子宮頸がん、B類疾病：高齢者インフルエンザ・高齢者用肺炎球菌						
内容	救済措置として給付するものは次のとおりである。 ・医療費及び医療手当：設定を受けた病気について医療をうけた時 ・障害児養育年金（満18歳未満）又は障害年金（18歳以上）：一定の障害を有する者の時 ・死亡一時金（A類疾病）・遺族年金（B類疾病）・遺族一時金（B類疾病）・葬祭料：死亡した時						
経過	・予防接種による健康被害を受けた人を救済する制度は、昭和45年に国の暫定制度として発足し、正式には、昭和52年に予防接種健康被害制度としてスタートした。 ・平成6年の予防接種法改正において、障害年金者が在宅の場合における介護加算が追加された。 ・支給者の死亡により、平成26年度から支給件数が2件（障害年金1級1人、2級1人）から1件（2級1人）になった。 ・番号法の施行に伴い、各請求書の記載事項に個人番号が追加された。						
必要性	予防接種による健康被害の救済措置を講じることにより、接種者及び被接種者の予防接種に対する信頼を確保することは必要不可欠である。						
実施方法	（1直営）（直営の場合 ○常勤 ●非常勤 ○臨時職員） 健康被害による年金受給者（障害年金2級1人）に対して年4回口座振込みにより、年金を支給する。						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
	予算額		9,420	9,417	9,380	9,352	6,487	4,086	4,108
①決算額（28年度は見込み）		9,418	9,391	9,360	9,338	5,777	4,085	4,108	
②人件費等		436	560	135	145	148	152		
③減価償却費		145	311	161	169	163	171		
【事務分担当量】（%）		5	10	5	5	5	5		
合計（①+②+③）		9,999	10,262	9,656	9,652	6,088	4,408	4,108	
特定財源	国								
	都	予防接種健康被害補償給付費	7,063	7,043	7,019	7,004		3,063	3,080
	その他								
一般財源		2,936	3,219	2,637	2,648	6,088	1,345	1,028	
実績の推移	事項名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
	障害年金1級者	1	1	1	1	0	0	0	
	障害年金2級者	1	1	1	1	1	1	1	

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
扶助費	予防接種事故障害年金	5,777	扶助費	予防接種事故障害年金	4,085	扶助費	予防接種事故障害年金	4,108

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度見込み	目標値(28年度)	
標	① 支給件数	2	2	1	1	1	
	②						
	③						

（問題点・課題 指標分析）	特段の問題点、課題はない。
	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）
他区の実況	

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度に実施した改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	法令改正等の動向を注視し、適切に事務を執行する。	法令改正による支給額の変更等に適切に対応した。	法令改正等の動向を注視し、適切に事務を執行する。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
継続	継続	予防接種による健康被害の救済のため必要な事業である。（法定事務）

況（要旨） 議会質問状	
----------------	--

# 事務事業分析シート（平成28年度）

No1

主要事業	事務事業コード	08-02-08	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	予防接種費	部課名	健康部健康推進課	課長名	後藤	担当者名	大嶋
							433
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（28年度）	01-01-02	予防接種費					
事務事業の種類	○新規事業（○28年度 ○27年度）			○建設事業		●それ以外の継続事業	
開始年度	●昭和 ○平成 23年度		根拠	予防接種法、予防接種法施行令			
終期設定	○有 ●無		法令等				
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準			計画区分	○計画 ●非計画		
行政評価事業体系	分野	I 生涯健康都市					
	政策	01 生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現					
	施策	02 健康危機管理体制の整備					
目的	感染症の発生及びまん延を予防する。						
対象者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期予防接種：法令に基づいた年齢の者</li> <li>・任意予防接種：要綱に基づいた年齢の者</li> </ul>						
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期予防接種：ヒブワクチン、小児用肺炎球菌・BCG（結核）四種混合（ジフテリア・百日せき・破傷風・不活化ポリオ）・三種混合（ジフテリア・百日せき・破傷風）・急性灰白髄炎（ポリオ）・日本脳炎、二種混合（ジフテリア・破傷風）麻しん風しん混合及び単抗原、水痘（みずぼうそう）、子宮頸がん予防ワクチン・高齢者インフルエンザ（65歳以上、一部60歳以上）・高齢者肺炎球菌（65・70・75・80・85・90・95・100歳で未接種、一部60歳以上）</li> <li>・任意予防接種：流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、麻しん風しん特別対策（定期予防接種未接種者対象）、BCG特別対策（定期予防接種未接種者対象）、風しん（19歳以上の妊娠希望の女性及び同居者、風しん抗体価の低い妊婦の同居者）の抗体検査及び予防接種（接種者及び既往歴者を除く）</li> <li>28年10月からのB型肝炎の定期接種化に先行して、28年6～9月までの間、任意接種助成を実施</li> </ul>						
経過	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期予防接種：予防接種法及び予防接種法施行令に基づく、予防接種を実施。（平成6年10月から義務接種から勧奨接種に変更）</li> <li>・任意予防接種：21年度からヒブ・流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）・水痘（みずぼうそう）の助成を開始。23年度からは小児用肺炎球菌、子宮頸がん、高齢者肺炎球菌の助成を開始。平成25年3月14日から19歳から49歳以下の区民に対し、風しん予防接種の全額助成を開始。平成26年から19歳以上の妊娠希望の女性及び同居者、妊婦の同居者に対して、風しん抗体検査及び予防接種の助成を開始。平成26年から麻しん風しん特別対策、BCG特別対策の助成を開始。（平成25年4月から、ヒブ、小児用肺炎球菌、子宮頸がんが定期予防接種となった。また、平成26年10月から水痘・高齢者肺炎球菌が定期予防接種となった。）</li> </ul>						
必要性	感染症の予防・まん延防止のため、予防接種は必要不可欠である。						
実施方法	（3委託） （直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員） 各種予防接種業務委託 （一社）荒川区医師会及び医師会非加入の区内協力医療機関に委託						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	（単位：千円）								
		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
予算額		356,984	669,576	655,744	546,971	592,111	585,415	635,882	
①決算額（28年度は見込み）		334,540	538,141	528,148	527,335	591,561	572,633	635,882	
②人件費等		10,429		13,597	13,398	12,647	12,672		
③減価償却費		4,067		6,938	7,098	6,827	7,167		
【事務分担量】（%）		140	185	215	210	210	210		
合計（①+②+③）		349,036	538,141	548,683	547,831	611,035	592,472	635,882	
特定財源	国								
	都	医療保健政策区市町村包括補助事業	34,626	128,711	92,225	18,810		4,077	4,891
	その他	予防接種委託金（他区分）	29,864	23,383	22,431	39,000		45,110	42,640
	一般財源		284,546	386,047	434,027	490,021	611,035	543,285	588,351
実績の推移	事項名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
	定期予防接種等（高齢者インフルエンザ含）	51,937	50,612	53,335	62,756	66,007	—		
	任意予防接種（高齢者肺炎球菌含）	35,263	35,421	22,560	8,645	5,751	—		

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
需用費	医師会等委託料	1,961	需用費	医師会等委託料	1,648	需用費	医師会等委託料	2,174
役務費	通知用郵便料等	6,196	役務費	通知用郵便料等	3,801	役務費	通知用郵便料等	4,215
委託料	任意接種助成	583,006	委託料	予防接種委託料	564,524	委託料	予防接種委託料	629,351
負担金補助等	予防接種予診票等	398	負担金補助等	予防接種償還払い	162	負担金補助等	予防接種償還払い	142
			償還金利子等	国庫補助返還金	2,497			

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度見込み	目標値(28年度)	
標	① 麻しん接種率(第1期)(%)	93.6	94.4	97.5	97.5	97.5	
	②						
	③						

問題点・課題 (指標分析)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本脳炎予防接種や麻しん風しん等の予防接種について、規定回数を接種していないケースがみられるため、接種率向上に向けた勧奨を行う。</li> <li>・平成28年10月に予定されるB型肝炎の定期接種化を円滑に進める必要がある。</li> <li>・平成29年7月に予定されるマイナンバー制度における予防接種分野における情報連携の開始に向けて、情報連携ネットワークに対応可能な予防接種システムを導入する必要がある。</li> </ul>
	他区の実況 （実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度に実施した改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	10月からのB型肝炎の定期接種化を円滑に進めるとともに、定期化に先行して任意接種助成を行う。	里帰り出産等で23区外で接種した場合における償還払い方式による助成制度の開始に向けて準備を進めた。	マイナンバー制度における予防接種分野での情報連携を適切に行う。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
重点的に推進	重点的に推進	感染症の発生を予防するため欠かせない事業であり優先度は高い。

況 (要旨)	26年-決特 高齢者肺炎球菌の定期予防接種化に伴う経過措置等にかかる区民への周知について 25年-決特 不活化ポリオワクチンへの変更にかかる区民への周知について
-----------	---

# 事務事業分析シート（平成28年度）

No1

主要事業	事務事業コード	08-03-01	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	後天性免疫不全症候群予防対策事業費	部課名	健康部保健予防課	課長名	関	担当人名	今田 内線 430
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（28年度）	01-02-01	後天性免疫不全症候群予防対策事業費					
事務事業の種類	○新規事業（○28年度 ○27年度）			○建設事業		○それ以外の継続事業	
開始年度	○昭和 ●平成	元年度	根拠法令等	感染症予防法、特定感染症予防指針			
終期設定	○有 ●無	年度					
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準		計画区分	○計画 ●非計画			
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現				
	施策	02	健康危機管理体制の整備				
目的	後天性免疫不全症候群（エイズ）に関する不安に対応するため、正しい知識による確かな予防法の普及・相談窓口の開設、必要に応じて検査を実施する。また、エイズのまん延防止と患者・感染者に対する偏見の無い社会を実現するため、正しい知識の普及・啓発活動として講演会等を開催し、エイズ予防の重要性を訴える。						
対象者等	区民						
内容	正しい知識の普及 ・中学校生徒等を対象にした健康教育 ・依頼による健康講座への講師派遣 ・パンフレットの配布及びあらかわ区報掲載による区民への周知 ・電話相談（エイズ専用電話）・来所相談 ・エイズ及び性感染症健康相談（匿名による検査を含む）月1回保健所にて実施						
経過	・平成8年に普及・啓発活動事業として、映画会・朗読劇を行った。 ・平成11年4月1日の法律改正に伴い、エイズ健康相談と性感染症相談の同時実施を開始。 ・平成11年度からは、若年層を対象に、小中学校・専門学校・大学等に働きかけ、講師派遣によるエイズ予防講演会等を開催。平成13～15年度は中学生を対象に実施。 ・平成16年度は、区立小中学校の養護教諭を対象に講演会を実施。 ・平成17年度、18年度は、区立中学校5校で講演会を実施。 ・平成19年度から22年度は、区立中学校5校及び都立竹台高校で講演会を実施。 ・平成23年度から27年度は、区立中学校5校で講演会を実施。 ・平成28年度は、区立中学校5校で講演会を実施予定。						
必要性	エイズ患者及びHIV感染者は増加の傾向にある。エイズのまん延防止と患者・感染者に対する偏見を無くすためには、様々な普及・啓発活動の必要性は高い。						
実施方法	（2一部委託）（直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員） HIV検査の採血及び問診は保健所直営で実施しているが、検体検査は健康安全研究センターに依頼している。なお、検査手数料については感染症予防対策費で執行している。						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	予算額		226	550	226	226	225	225
①決算額（28年度は見込み）		166	279	190	166	160	218	203
②人件費等		3,924	3,388	2,891	2,994	2,781	2,771	
③減価償却費		1,307	1,244	5,970	1,217	1,170	1,229	
【事務分担量】（%）		45	40	35	36	36	36	
合計（①+②+③）		5,397	4,911	9,051	4,377	4,111	4,218	203
特定財源	国							
	都							
	その他							
	一般財源							
		59	65	112	112	112	121	101
		5,338	4,846	8,939	4,265	3,999	4,097	102
実績の推移	事項名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	HIV検査件数	71	55	50	63	64	64	90
	電話相談	104	132	89	88	81	87	87
	来所相談	152	116	109	130	129	123	123
	中学校対象エイズ教育講演会	5	5	5	5	5	5	5

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報償費	予防教育講師謝礼	118	報償費	予防教育講師謝礼	130	報償費	予防教育講師謝礼	130
需用費	保健所マップ・事務用品	10	需用費	採血管・冊子等	56	需用費	採血用品・教材等	40
役務費	受診専用電話使用料	32	役務費	受診専用電話使用料	32	役務費	受診専用電話使用料	33

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度見込み	目標値(28年度)	
標	① 中学生等対象エイズ教育講演会（回）	5	5	5	5	5	区立中学校10校を2年に1回実施している。
	② 中学生等対象エイズ教育講演会参加者数（人）	506	552	478	600	600	
	③ 区報掲載数（回）	2	2	2	2	2	

（問題点・課題分析）	エイズ及びH I V感染に関する基本的な知識の普及や陽性者への理解を深めるよう支援する観点から、学校や職場、若者層から高齢者層等幅広い対象層に向けての普及啓発に取り組む必要がある。さらに、保健所等の無料・匿名H I V抗体検査及び相談を一層積極的に推進していくことが重要である。
	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区） 全都的に実施。

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度に実施した改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	学校及び地域の関係者の協力のもと、普及啓発の強化に努める。	中学生を対象に、H I V検査の重要性及び予防の大切さ等の講演会を実施し、またポスター及び区報掲載等で区民への周知を図った。	学校及び地域の関係者の協力のもと、普及啓発の強化に努め、保健所等での検査・相談体制を推進する。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
推進	推進	国の法定事務であり、エイズ患者及びH I V感染者の発生の減少のため重要である。

況議 （要 旨） 問 状	
--------------------------	--



予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
需用費	検査器具・印刷製本等	153	需用費	図書・事務用品等	103	需用費	検査器具・事務用品等	294
役務費	郵便料・FAX使用料	158	役務費	郵便料・FAX使用料等	146	役務費	郵便料・FAX使用料等	180
委託料	検査委託・検体搬送業務委託等	5,394	委託料	検査及び検体搬送業務委託等	5,170	委託料	検査及び検体搬送業務委託等	6,892
負担金補助等	日本結核病学会	10	負担金補助等	日本結核病学会	10	負担金補助等	感染症検査協議会分担金等	134
償還金利子等	国庫負担（補助）金返還金	586	償還金利子等	国庫負担（補助）金返還金	161	扶助費	入院医療給付費等	91

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度 見込み	目標値 (28年度)	
標	① 感染症連絡会の開催（回）	1	1	1	1	1	
	② 小児感染症発生情報配信（か所）	86	86	86	86	86	今後の新設箇所も配信対象とする。
	③						

（問題点・課題 指標分析）	感染症胃腸炎や腸管出血性大腸菌感染症等、様々な感染症が多発しており、時に集団感染事例や重症者の発生も起こる。このような事例を未然に防ぐためには、施設職員等を対象とした説明会や講習会の開催の充実を図り、平常時における基本的知識の習得や対策の理解を図る。
	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区） 全都的に実施。

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む 具体的な改善内容	平成27年度に実施した 改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	さらに区内関係機関連絡会や講習会等を開催し、感染症の発生予防及びまん延防止対策を図る。	関係機関との連絡会や社会福祉施設の管理者等を対象に説明会や講習会を実施し、適切に対処できるよう周知を図った。	さらに区内関係機関連絡会や講習会の充実を図り、感染症の発生予防及び、まん延防止対策を図る。
②	区内各関係機関との情報の共有化を図り、感染拡大防止に務める。	地域住民からの依頼により健康教育を実施した。	区内各機関及び地域住民との情報の共有化を図り、感染拡大防止のため普及啓発に努める。
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
重点的に推進	重点的に推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>国の法定事務</li> <li>さまざまな感染症のまん延防止対策は最重要課題である。</li> </ul>

況議 （要 旨） 問 状	
--------------------------	--



# 事務事業分析シート（平成28年度）

No1

主要事業	事務事業コード	08-03-03	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	新型インフルエンザ等対策事業費	部課名	健康部保健予防課	課長名	関	担当者名	本田
							430
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（28年度）	02-01-01	新型インフルエンザ等対策事業費					
事務事業の種類	○新規事業（○28年度 ○27年度）			○建設事業		○それ以外の継続事業	
開始年度	○昭和 ●平成	20年度	根拠	新型インフルエンザ等対策特別措置法			
終期設定	○有 ●無	年度	法令等				
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準		計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現				
	施策	02	健康危機管理体制の整備				
目的	新型インフルエンザ等が発生した場合に区民の生命を守る。						
対象者等	区民						
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区報・ホームページ・チラシ・ポスター等によりインフルエンザの注意喚起を行う。</li> <li>・講演会開催により新型インフルエンザ等対策の周知啓発を行う。</li> <li>・インフルエンザ区独自定点（5医療機関）の報告等に基づきインフルエンザの発生状況をいち早く探知して対策を図る。</li> <li>・対応訓練用及び医療用資器材の充実を図る。</li> </ul>						
経過	<p>平成21年4月、インフルエンザ(H1N1)2009がメキシコで発生</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・感染拡大防止のため検体搬送の実施、相談専用電話の設置</li> <li>・第3回定例会において、新型インフルエンザワクチン予防接種費用助成事業「補正予算」（230,447千円）を上程10月可決、11月から接種・助成開始、3月末日を以って助成終了〔接種費用助成者数20,556人（23.8%）〕</li> </ul> <p>平成22年10月1日新型インフルエンザワクチン（3価）接種開始（助成者数40,006名）※健康推進課担当</p> <p>平成23年3月31日新型インフルエンザ（A/H1N1）は季節性インフルエンザとしての扱い。</p> <p>平成24年5月新型インフルエンザ等対策特別措置法制定（平成25年4月施行）</p> <p>平成25年3月21日荒川区新型インフルエンザ等対策本部条例制定。※総務企画課</p> <p>平成26年10月荒川区新型インフルエンザ等対策行動計画を策定。</p>						
必要性	新型インフルエンザ(H5N1型)における荒川区の被害想定では、区民の約30%の62,000人が感染し、感染者のうち230人が死亡すると推計されている。区民の生命を守るための準備を含めた対策は必要である。						
実施方法	( 1直営 ) ( 直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員 )						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	事項名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
		予算額	5,786	1,447	497	470	474	619
①決算額（28年度は見込み）		497	1,252	392	388	381	406	628
②人件費等		6,976	6,775	4,544	3,160	3,322	3,309	
③減価償却費		2,324	2,488	1,775	1,284	1,398	1,468	
【事務分担量】（%）		80	80	55	38	43	43	
合計（①+②+③）		9,797	10,515	6,711	4,832	5,101	5,183	628
特定財源	国							
	都	東京都新型インフルエンザ臨時補助						
	その他							
	一般財源	9,797	10,515	6,711	4,832	5,101	5,183	628
実績の推移	事項名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	講演会開催	3	2	2	2	2	2	2
	区報	0	0	0	0	0	0	0
	課・所訓練（シミュレーション）	1	1	1	1	1	1	1
	荒川区ホームページ掲出	1	1	1	1	1	1	1

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報償費	講師謝礼・定点謝礼	342	報償費	講師謝礼・定点謝礼	377	報償費	講師謝礼・定点謝礼	428
需用費	N95マスク等購入	18	需用費	N95マスク等購入	9	需用費	N95マスク等購入	34
役務費	携帯電話用プリペイドカード	20	役務費	携帯電話用プリペイドカード	20	役務費	携帯電話用プリペイドカード	21
			委託料	患者移送	0	委託料	患者移送	145

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度見込み	目標値(28年度)	
標	① 講演会開催（回）	2	2	2	2	2	学校・保育園・福祉事業者、医療関係者向各1回
	② 課・所訓練(シミュレーション)（回）	1	1	1	1	1	
	③ リーフレット・区報特集号発行（回）	0	0	0	0	1	平時はホームページ等で情報提供

（問題点・課題 指標分析）	21年4月に発生したインフルエンザ（H1N1）2009では、健康危機対策本部を速やかに立ち上げ対策を講じた。本部のもと各関係の部課等での連携は十分図られた。今後は、新型インフルエンザ等特別措置法の成立を踏まえ策定した、荒川区新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、強毒型の新型インフルエンザ等発生時を想定した対策の整備とともに、より一層の連携を構築するため、各関係機関との情報の共有化を図っていく。
	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）
他区の実況	

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度に実施した改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	荒川区新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、医療従事者等への予防接種体制及び区民への集団予防接種体制の構築。	荒川区新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、医療従事者等への予防接種体制及び区民への集団予防接種体制の検討を行った。	引き続き荒川区新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、医療従事者等への予防接種体制及び区民への集団予防接種体制の構築。
②	新型インフルエンザ対策の啓発活動に努める。	新型インフルエンザ対策の啓発活動を行った。	新型インフルエンザ等対策の啓発活動に努める。
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
継続	継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>国の法定事務</li> <li>新型インフルエンザのまん延防止対策は最重要課題である。</li> </ul>

況議 （要 旨） 会 質 問 状	
------------------------------------	--

# 事務事業分析シート（平成28年度）

No1

主要事業	事務事業コード	08-03-04	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	結核検診	01-01-01	部課名	健康部保健予防課	課長名	関	
			担当者名	本田	内線	430	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（28年度）	01-01-01 結核検診						
事務事業の種類	○新規事業（○28年度 ○27年度）			○建設事業		○それ以外の継続事業	
開始年度	●昭和 ○平成		50年度	根拠	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第17条		
終期設定	○有 ●無		年度	法令等			
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準			計画区分	○計画 ●非計画		
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現				
	施策	02	健康危機管理体制の整備				
目的	結核の発生率の高い地域や、日本語学校就学生、患者の同居者・接触者を重点的に健診することにより結核のまん延を防止し、荒川区全体のり患率を減少させる目的で実施する。						
対象者等	①簡易宿泊所等に宿泊する者 ②患者の家族及び患者と接触があった者 ③区内にある日本語学校就学生（3校4キャンパス）						
内容	①簡易宿泊所等に宿泊する者：即時診断結果の判定が可能なCR検診車を使用して城北福祉センター分館及び簡易宿泊所近隣にて、胸部X線撮影（CR）及び健康相談を年1回実施する。 ②患者の家族及び患者と接触があった者：結核患者が発生した場合、対象者を特定し、必要な検査を保健所で実施する。対象者が多い場合は、検診車で胸部X線撮影を実施する。また、他区等からの依頼によっても実施する。 ③区内にある日本語学校就学生（3校4キャンパス）：結核り患率が高い国の学生が多い日本語学校学生の胸部X線撮影を検診車により実施する。						
経過	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成11年度から結核検診は業態者検診と統一を図り、城北福祉センター分館実施時には簡易宿泊所に勤務する者を、荒川区保健所実施時には理容・美容・クリーニング業に従事する者を合同で実施する。</li> <li>・平成15年度から結核検診、日本語学校検診、患者家族・接触者健診の3事業を統合し、結核まん延地域や患者家族、接触者等のハイリスク者検診を強化することにより、より効果的な検診体制を構築する。</li> <li>・平成16年度業態者検診は廃止する。</li> <li>・平成17年度から一般区民の検診は廃止。日本語学校検診を年2回に、第二種宿泊施設入所時検診を新たに実施しハイリスク検診を強化する。</li> <li>・平成19年4月から、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の改正により結核が同法二類感染症に追加になり、結核予防法は廃止された。</li> </ul> <p>平成27年度、日本語学校検診2回実施（5月、10月）延べ受診者数3,520人 平成27年度、ハイリスク検診1回（10月）受診者数80人</p>						
必要性	結核のまん延防止のために重要である。						
実施方法	（1直営）（直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員） ①③対象者－X線検診車、CR検診車の配車及び読影を委託して実施。 ②対象者－検査業務の一部を外部医療機関に委託して実施。						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	事項名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
		予算額	3,650	4,392	4,411	3,664	4,067	3,467
①決算額（28年度は見込み）		2,893	2,709	3,700	2,512	3,038	2,645	3,676
②人件費等		9,121	12,675	8,261	8,751	10,043	10,774	
③減価償却費		3,631	5,287	3,227	3,887	4,226	4,778	
【事務分担量】（%）		125	170	100	115	130	140	
合計（①+②+③）		15,645	20,671	15,188	15,150	17,307	18,197	3,676
特定財源	国							
	都							
	その他							
	一般財源	1,260	1,151	1,300	1,973	1,361	806	1,110
		14,385	19,520	13,888	13,177	15,946	17,391	2,566
実績の推移	結核検診（ハイリスク検診）	76	91	67	67	79	65	100
	患者家族・接触者検診	456	256	460	290	406	247	350
	日本語学校検診日数	6	5	6	6	6	5	6
	日本語学校受診者数	2,416	1,706	1,986	2,734	3,520	2,284	2,500

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
賃金	読影・QFT医師雇上げ	277	賃金	読影・QFT医師雇上げ	333	賃金	読影・QFT医師雇上げ	333
需用費	検診用消耗品等	192	需用費	検診用消耗品等	213	需用費	検診用消耗品等	325
役務費	事業所連絡用郵便料	90	役務費	事業所連絡用郵便料	67	役務費	事業所連絡用郵便料	102
委託料	検査委託費等	2,478	委託料	検査委託費等	2,032	委託料	検査委託費等	2,916

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度見込み	目標値(28年度)	
標	① 日本語学校検診率（%）	87.4	87.6	90.6	100	100	受診者／対象者
	② ハイリスク検診（人）	67	80	65	100	100	受診数
	③ 接触者・患者家族健診（%）	100	100	100	100	100	受診者／対象者

（問題点・課題 指標分析）	区は、全国や東京都に比べり患率が高い。結核の発生が高いとされる地域もある。重症結核や結核死患者の接触者健診は重要である。結核発生があった特定の簡易宿泊所における宿泊者等の検診においては、ハイリスクとされる対象者の把握が課題となっている。 り患率（25年：全国16.1 荒川24.8 26年：全国15.4 荒川30.4） （り患率：人口10万人に対する新登録結核患者数）
	他区の実況 （実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度に実施した改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	日本語学校独自で検診ができないか等検討する。	施設入所者で車いす利用者を施設まで迎えに行き受診してもらった。	日本語学校独自での検診等を検討する。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
改善・見直し	改善・見直し	・結核のまん延防止のため必要な検診である。 ・日本語学校独自での検診を働きかける。 ・日本語学校の学生が受診しやすい日時、場所等を検討する。 ・結核り患率減少のため重要である。

況議 （要旨） 会 質 問 状	
--------------------------------	--

# 事務事業分析シート（平成28年度）

No1

主要事業	事務事業コード	08-03-05	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	患者管理	部課名	健康部保健予防課	課長名	関	担当者名	福嶋
							430
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（28年度）	01-02-01	患者管理					
事務事業の種類	○新規事業（○28年度 ○27年度）		○建設事業		○それ以外の継続事業		
開始年度	●昭和 ○平成 50年度		根拠	感染症法第53条の12、13、15			
終期設定	○有 ●無		法令等				
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準		計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	I 生涯健康都市					
	政策	01 生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現					
	施策	02 健康危機管理体制の整備					
目的	結核患者及び治療終了者について病状を把握し、適切な患者管理を実施する。また、結核の治療中断は再発や集団感染、薬剤耐性結核の出現など深刻な事態を引き起こすため、結核登録者の病状を把握管理することにより再発を早期に発見し治療につなげる。						
対象者等	①結核患者及び治療終了者（公費負担制度、管理検診制度により保健所で病状が把握されている者は除く）②治療中断や治療終了で医療機関を受診していない者。						
内容	新規対象者で医療費の公費負担申請が出されていない者、公費負担承認期間終了後再申請を行わなかった者の病状について、医療機関等に照会する。また、治療中断や治療終了で医療機関を受診をしていない者を対象に、随時必要な検査を実施する。その他治療中の患者に対し、服薬支援を行っている。						
経過	平成15年度、結核定期病状調査と管理検診を統合して患者管理事業とする。平成16年度から保健所DOTS（直接服薬支援）を開始。平成19年4月、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律が改正され、結核が同法二類感染症に追加されたことに伴い結核予防法が廃止された。						
必要性	治療中断や再発を防止するには、患者管理を確実にすることが必要である。						
実施方法	（1直営）（直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員） ① 結核定期病状調査を各医療機関に発送し病状把握する。（医療機関に対し3,000円の手数料を支払う。） ② 所内での検査が原則だが、患者の利便性を考慮して検査委託も行っている。						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	予算額		1,129	1,333	1,326	1,260	1,222	1,182
①決算額（28年度は見込み）		990	1,185	1,142	1,044	876	702	1,218
②人件費等		19,551	18,301	11,813	11,246	14,291	14,238	
③減価償却費		7,698	7,775	4,614	4,901	6,014	6,314	
【事務分担量】（%）		265	210	143	145	185	185	
合計（①+②+③）		28,239	27,261	17,569	17,191	21,181	21,254	1,218
特定財源の推移	国	感染症予防事業費等国庫負担(補助)金						
	都	7	23	21	40	48	15	131
	その他							
	一般財源	28,232	27,238	17,548	17,151	21,133	21,239	1,087
実績の推移	事項名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	定期病状調査報告数	216	274	283	253	211	153	290
	管理検診受診者数	78	98	93	146	141	100	150

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報償費	レントゲン現像料	11	報償費	レントゲン現像料	12	報償費	レントゲン現像料	16
需用費	喀痰検査材料等	155	需用費	喀痰検査材料費等	134	需用費	喀痰検査材料費等	198
役務費	郵便料、報告手数料	710	役務費	郵便料、報告手数料	557	役務費	郵便料、報告手数料	960
委託料	検査委託	0				委託料	検査委託	44

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度見込み	目標値(28年度)	
標	① 喀痰塗抹陽性初回失敗脱落割合	4.0	0.0	4.4	5.0	5.0	結核患者の治療失敗・脱落率（単位%）※年単位
	② 本人・家族面接等	1	1	1	1	1	面接者数／結核新規登録者数
	③						

（問題点・課題分析）	東京都結核予防推進プラン2012において、平成27年までの目標値として、治療失敗・脱落率5%以下、全結核患者に対するDOTS実施率95%が掲げられており、結核対策の一層の強化を目指している。荒川区においては、都内でも特に外国人患者割合が多いため、より丁寧な患者管理を行う必要がある。
	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）
他区の実況	

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度に実施した改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	様々な服薬支援の方法や関係機関との連携を検討し、効果的な治療完遂の一層の充実を図る。	結核登録患者すべての方に面接を行った。病院、家庭に訪問することで、連携を図り、治療早期における動機づけができた。	引き続き、結核登録患者すべてに訪問面接を行い、本人が治療完遂できるように動機づけを行う。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
推進	推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>国の法定事務</li> <li>結核り患率減少のため重要である。</li> </ul>

況議（要旨）	会質問状
--------	------

# 事務事業分析シート（平成28年度）

No1

主要事業	事務事業コード	08-03-06	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	感染症診査協議会（結核部会）	部課名	健康部保健予防課	課長名	関	担当者名	福嶋
				内線	430		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（28年度）	01-02-02	感染症診査協議会（結核部会）					
事務事業の種類	○新規事業（○28年度 ○27年度）			○建設事業		○それ以外の継続事業	
開始年度	○昭和 ●平成	19年度	根拠法令等	感染症法第18条, 19条, 20条, 24条, 37条, 37条の2			
終期設定	○有 ●無	年度					
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準		計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現				
	施策	02	健康危機管理体制の整備				
目的	①入院勧告・就業制限の報告及び入院勧告の延長の診査等 ②医療費公費負担申請の医療内容に基づき公費負担等の適否についての診査						
対象者等	結核患者						
内容	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）第18条の就業制限、同法第19条・20条の入院の勧告・措置・延長並びに37条の2の公費負担申請内容の適否について保健所長の諮問に応じ審議する。診査協議会での審議の結果、入院延長勧告（措置）書、公費負担決定通知書、患者票を発行する。						
経過	平成17年4月1日施行の改正に伴い、委員構成が改正された。委員は3人以上、うち過半数は結核医療従事者。医療以外の学識経験を有する者も任命することとなり、関係行政庁の職員のうちから任命された委員は削除された。平成19年4月、感染症法が改正され、結核が同法二類感染症に追加され、結核予防法が廃止となった。結核診査協議会は廃止となり、感染症診査協議会のなかの結核部会へ変更となった。						
必要性	結核患者が適正な医療費公費負担制度を受けるために、必要である。						
実施方法	（1直営）（直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員） 原則毎月2回開催する。 保健所長、所内医師、保健師、事務担当は事務局として出席する。						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	予算額		2,929	2,982	2,982	2,982	2,968	2,968
①決算額（28年度は見込み）		2,807	2,833	2,770	2,831	2,566	2,472	2,968
②人件費等		3,924	2,964	3,304	2,079	1,931	1,924	
③減価償却費		1,307	1,089	1,291	845	813	853	
【事務分担量】（%）		45	35	40	25	25	25	
合計（①+②+③）		8,038	6,886	7,365	5,755	5,310	5,249	2,968
特定財源	国							
	都							
	その他							
一般財源		8,038	6,886	7,365	5,755	5,310	5,249	2,968
実績の推移	事項名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	開催数	24	24	24	24	23	23	23
	第37条の2診査	122	119	122	95	106	66	89
	第19条及び20条診査	115	84	85	52	60	58	57

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報酬	委員報酬	2,523	報酬	委員報酬	2,427	報酬	委員報酬	2,907
旅費	委員費用弁償3名分	43	旅費	委員費用弁償3名分	39	旅費	委員費用弁償3名分	53
需用費	図書等	0	需用費	図書等	6	需用費	図書等	8

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度見込み	目標値(28年度)	
標	① 診査件数	147	166	124	173	180	診査予定件数（件）
	②						
	③						

問題点・課題 （指標分析）	平成19年4月から、法改正により72時間以内に入院延長勧告の診査協議会への意見聴取を行うことが必要となった。その場合は、委員全員にFAXを送り迅速診査会を行っている。72時間以内の手続きが必要となるため、休日前・休日中等の意見聴取については、引き続き連絡体制を確実なものにしていく必要がある。
	他区の実況 （実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度に実施した改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	適宜必要な確認を行い、確実な連絡体制を維持していく。	迅速診査会の連絡方法について委員全員に確認し、通常のFAX連絡に加えメール連絡も取り入れた。	メール連絡で発生届のファイルを添付するが、セキュリティPWの転送が遅れたことがあった。PWの転送を遅滞なく送付する。
②	事務手続きを簡略化するため、委員の報酬と旅費の支払い方法を現金払いから口座振り込みへの変更を委員全員にお願いした。	口座振り込み実施の了解を得た。これにより、平成28年度から現金出納管理が不要となり財務会計処理が簡略化した。	口座振り込みがスタートしたため、手続きを定着化させ、委員報酬と旅費を滞りなく支払う。
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
継続	継続	国の法定事務

況議 （要 旨） 会 質 問 状	
------------------------------------	--



# 事務事業分析シート（平成28年度）

No1

主要事業	事務事業コード	08-03-07	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	医療扶助	部課名	健康部保健予防課	課長名	関		
		担当者名	本田	内線	430		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（28年度）		01-02-03	医療扶助				
事務事業の種類	○新規事業（○28年度 ○27年度）		○建設事業		○それ以外の継続事業		
開始年度	●昭和 ○平成 50年度		根拠	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に			
終期設定	○有 ●無 年度		法令等	関する法律第40条			
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準		計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	I 生涯健康都市					
	政策	01 生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現					
	施策	02 健康危機管理体制の整備					
目的	患者の病状悪化防止、同居者等への感染防止のための適正な医療の普及と患者等の経済的負担の軽減を図る。						
対象者等	結核医療費公費負担申請承認者 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）第37条による入院患者、同法37条の2による結核患者。						
内容	感染症法による医療費公費負担制度で、同法第37条の入院勧告患者に対する公費負担と同法37条の2の一般患者に対する公費負担がある。同法37条に基づく医療費は、各種医療保険が適用された残りの全額を公費負担する。同法37条の2に基づく医療費は、公費負担対象医療費のうち5%が自己負担分、残り95%のうち各種医療保険が適用された残りを公費負担する。						
経過	平成19年4月から、感染症法に結核が追加され、結核予防法は廃止となった。						
必要性	感染症法による医療費公費負担制度であり、必要性は高い。						
実施方法	（1直営）（直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員） 社会保険診療報酬支払基金及び東京都国民健康保険団体連合会に委託し、各指定医療機関に支払をする。						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
予算額		32,270	24,497	21,887	21,538	17,353	17,484	25,557
①決算額（28年度は見込み）		26,300	15,884	17,516	10,428	14,876	12,378	25,557
②人件費等		872	1,694	1,652	416	773	770	
③減価償却費			622	645	169	325	341	
【事務分担当】（%）		10	20	20	5	10	10	
合計（①+②+③）		27,172	18,200	19,813	11,013	15,974	13,489	25,557
特定財源の推移	国	結核医療費国庫負担金						
	都							
	その他							
	一般財源	11,667	3,866	7,337	1,937	8,488	3,187	6,165
実績の推移	事項名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	国保請求数	484	529	573	462	545	400	533
	社保請求数	493	508	456	349	292	143	396
	療養費		1	1		1		1

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
委託料	事務費	64	委託料	事務費	41	委託料	事務費	91
扶助費	結核医療費	12,917	扶助費	結核医療費	12,337	扶助費	結核医療費	25,466
償還金利子等	平成25年度分国庫負担金返還	1,894						

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度見込み	目標値(28年度)	
標	① 第37条の2受診件数	754	766	481	852	889	3～2月診療分 目標値は4か年平均
	② 第37条受診件数	57	71	62	77	84	3～2月診療分 目標値は4か年平均
	③						

問題点・課題 (指標分析)	医療費を公費負担する際には「医療費公費負担申請書」及び「年間所得税額」を証明する書類が必要であり、これに基づき、診査会（毎月2回）にかけなければならない、しかしながら患者が単身者の場合は、入院中などの理由から申請書の提出が遅れる場合が多い。
	他区の実況 (実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度に実施した改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	税務署等に出向くことが困難な事例の場合、委任状を活用して課税情報を確認できるようにする。	税務署等に出向くことが困難な事例に対して、委任状を活用して課税情報を確認し、患者が安心して治療が受けられる環境作りを検討した。	税務署等に出向くことが困難な事例の場合、委任状を活用し課税情報の確認ができるようにする。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
継続	継続	国の法定事務

況 (要旨) 議 会 質 問 状	
------------------------------------	--